

# 海外留学支援奨学金規程

2018年1月20日制定

## (目的)

第1条 海外留学支援奨学金（以下「本奨学金」という。）は、給付奨学金とし、明治学院大学法学部（以下「法学部」という。）に在籍する成績優秀者の海外長期留学を奨励することを目的とする。

② 本規程において、海外長期留学とは、法学部に在籍する者が日本の大学に相当する海外の教育機関（以下「海外大学」という。）で、本学・海外大学及び各学科の判断によって承認された3ヶ月以上継続して行われる教育プログラムを学修することをいう。

## (資金)

第2条 本奨学金は、当該年度の白金法学会予算に計上された資金の中から支給する。

## (対象)

第3条 本奨学金は、法学部に在籍し、海外長期留学を予定している者を対象とする。

② 本奨学金は、法学部の以下の各学科から、毎年各3名の枠で、合計12名を上限に支給するものとする。

一 法律学科

二 政治学科

三 消費情報環境法学科

四 グローバル法学科

③ 本奨学金受給者（以下「奨学生」という。）3名の枠を満たしている学科において、更に本奨学金の申請を希望する者がある場合には、前項の規定にかかわらず、3名に満たない他の学科の残りの枠について、3名を上限として本奨学金を支給することができる。

## (申請及び採用)

第4条 本奨学金の申請をする者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書類及び成績証明書を提出しなければならない。

② 奨学生の採用の可否は、白金法学会役員会が決定する。

## (支給)

第5条 本奨学金の給付額は、奨学生1名につき20万円とする。

② 奨学金の支給方法は、白金法学会役員会が決定する。奨学金の支給は、当該年度限りとする。

③ 本奨学金は、他の奨学金と重複して受給することを妨げない。

## (奨学金の支給の保留及び取消し)

第6条 海外長期留学が延期された場合には、支給されていない本奨学金の支給を保留することができる。

② 海外長期留学が中止された場合には、本奨学金の支給を取り消すものとする。本奨学金がすでに支給されている場合には、奨学生は、支給された奨学金を返還しなければならない。この場合において、奨学金返還の金額については、白金法学会役員会が決定する。

(報告義務)

第 7 条 奨学生は、白金法学会役員会に対し、海外長期留学の成果を文書により報告する義務を負う。

(返還義務)

第 8 条 奨学生は本奨学金の返還義務を負わない。ただし、奨学生が、受給年度内に退学、除籍若しくは休学の手続きを取った場合、又は学則第 34 条による懲戒処分のいずれかを受けた場合には、白金法学会役員会は当該奨学生にすでに支給した奨学金を返還させることができる。

② 奨学金返還の可否及び金額については、白金法学会役員会が決定する。

(本規程の運用)

第 9 条 本規程の運用は、白金法学会役員会が行う。

② 白金法学会役員会は、本規程を実施するための細則を定めることができる。

③ 白金法学会役員会は、白金法学会役員によって構成される奨学金審査委員会（教員と卒業生の双方を含む）に、前条までに定める決定の一部又は全部を委任することができる。

(本規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、白金法学会役員会の議を経て行う。

附則

本規程は、2018 年 5 月 26 日より施行する。